

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条の 5 第 1 項
処 分 の 概 要	自動車使用者等からの報告徴収等（放置違反金納付命令に係るもの）
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第 1 項の規定により標章を取り付けられた車両の使用者、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車企画係（048-832-0110）
備 考	